

# 第3期 浦臼町子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

【概要版】



令和7年3月  
浦臼町

# 1 計画策定の背景と趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成29年では 1.43、令和5年では 1.20と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域において子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとし、令和元年10月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みを進めてきました。

令和5年4月には、こども政策をより強力に推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

浦臼町(以降「本町」という。)では、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に「浦臼町子ども・子育て支援事業計画」、また令和元年度に「第2期浦臼町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」に向けた施策を推進してきました。

「第2期浦臼町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間満了を迎えることから、社会環境の変化や本町の子育てを取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、子育て支援の取組をより効果的に推進するため、「第3期浦臼町子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定いたします。

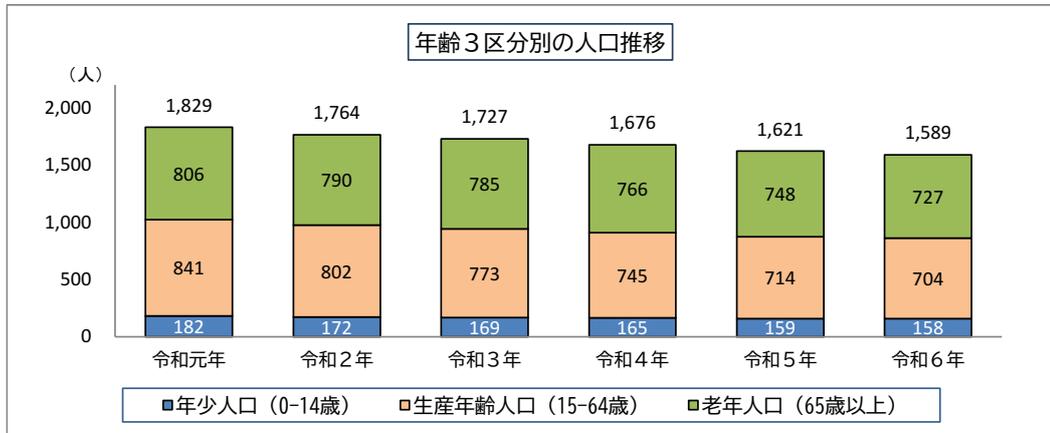
# 2 計画の期間

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの 5 年間とし、令和6年度に策定しました。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期浦臼町子ども・子育て支援事業計画									
					第3期浦臼町子ども・子育て支援事業計画				

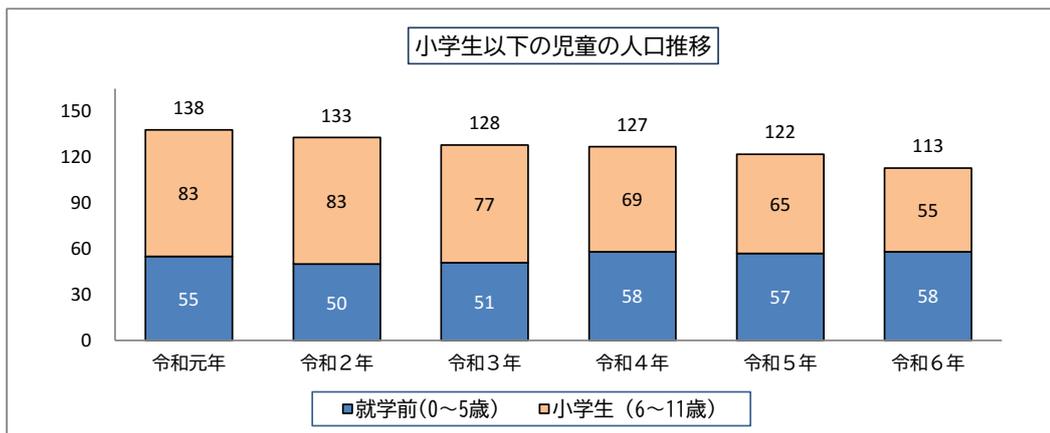
### 3 浦臼町の現状

本町の人口は、令和元年の1,829人から令和6年には1,589人と減少で推移しています。年齢区分ごとの人口では、すべての年齢区分において減少で推移しています。



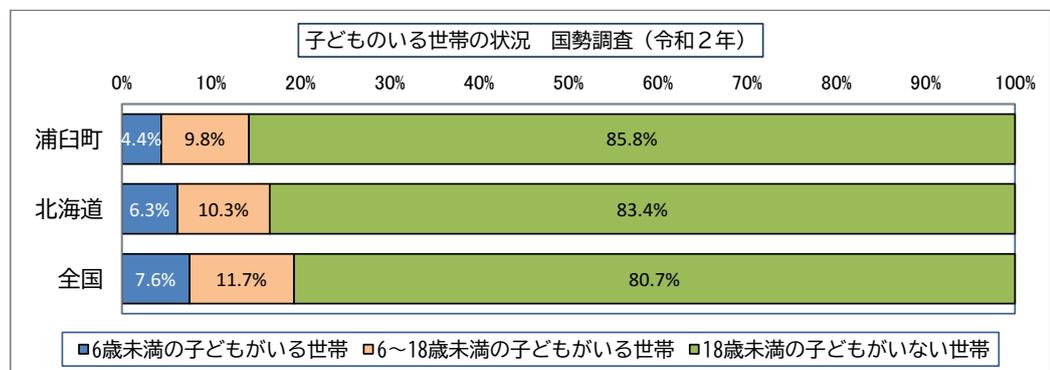
資料:浦臼町(各年4月1日現在)

小学生以下の児童人口は、就学前がほぼ横ばいで推移しており、小学生は減少で推移しています。



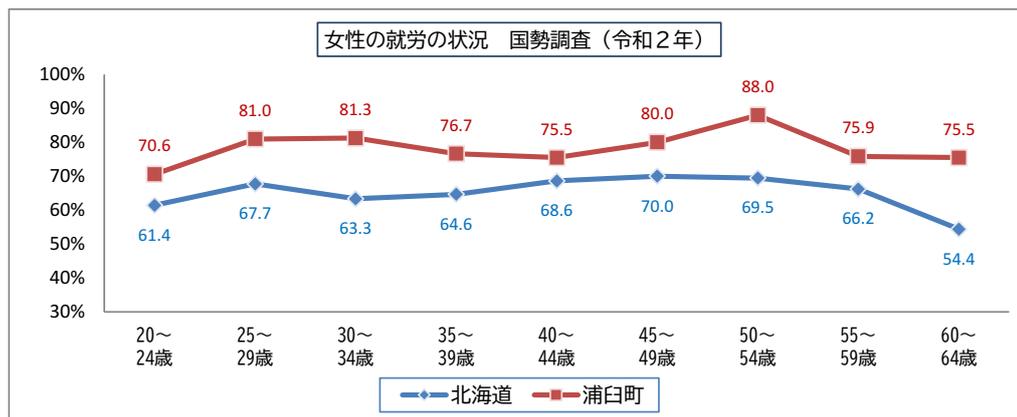
資料:浦臼町(各年4月1日現在)

子どものいる世帯の状況で、「6歳未満の子どもがいる世帯」、「6~18歳未満の子どもがいる世帯」とともに、全国水準及び北海道水準を下回っています。



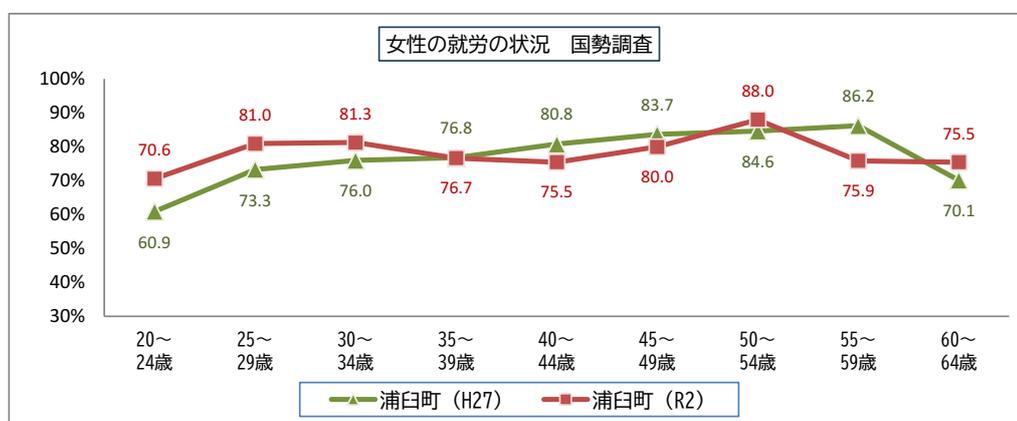
資料:令和2年国勢調査

本町における女性の就労状況は、北海道と比較してすべての年代で就業率が高くなっています。



資料：令和2年国勢調査

平成 27 年と令和2年を比較すると、35～49 歳、55～59 歳以外の年代で令和2年の就労率が高くなっています。

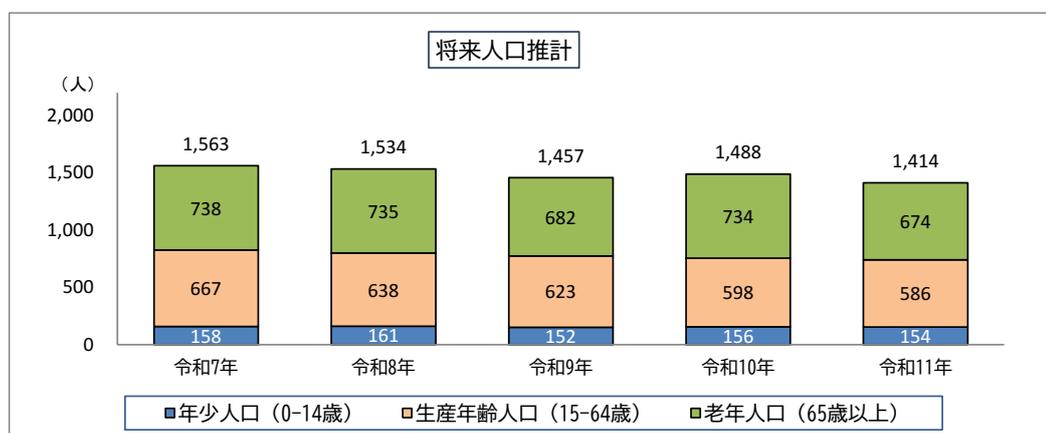


資料：国勢調査

## 4 将来人口推計

以下に、令和7年から令和11年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに減少傾向にあり、計画最終年の令和11年には総人口が1,414人、年少人口が154人と見込まれます。



※コーホート法による推計

## 5 計画の基本理念

私たちの暮らす浦臼町は、緑豊かな自然に囲まれ、農村で培われてきた人情や連帯感があり、また、代々受け継がれてきた「ふるさとの良さ」があります。

このような環境の中で育つ子どもたちが、一生涯住み続けたいと思えるようなまちであるよう、住民一人ひとりの創意工夫が大切です。大自然とともに育んできた開拓精神を生かして、子どもたちを育てる父親、母親、これから子どもを生み育てる次世代の親、また子育てにかかわるすべての人が、ともに子育てに対する喜びを実感することができ、子育ての意義について理解を深めることができるよう、住民と行政のみならず、子育てにかかわるすべての方々と協働し、地域全体で子育て家庭を応援する、安心で優しいまちづくりを目指します。

子育てしやすい環境、子どもに優しいまちは働く大人やお年寄りにとっても暮らしやすいまちです。子どもも大人も暮らしやすくいきいきしたまちであることは、地域が活性化するための目標となります。

浦臼町では、地域が活性化するための目標として、子どもも大人も暮らしやすくいきいきしたまちを目指して、第2期子ども子育て支援事業計画において基本理念を定めました。

本計画においては、第2期計画の方向性はそのままに、基本理念を、『地域みんなで支える 子育てしやすいまちづくり』と定め、引き続き理念の実現に向けた取組を推進します。

### 基本理念

## 地域みんなで支える 子育てしやすいまちづくり

今後の子ども・子育て支援にあたっては、基本理念を受け、次の3つの視点を大切にし、総合的な施策の展開を図ります。

### (1) 子どもの視点

全ての子どもが尊重され、子育て支援が真に子どもが幸せに育つためのものであるよう、子ども自らの成長を応援し、当事者の視点を大切にしたい取組を推進します。

### (2) 保護者の視点

就労子育て家庭のみならず、在宅子育て家庭への支援など、子どもを養育するすべての保護者が、自らの温かな手で子育てできることを応援する取組を推進します。

### (3) 地域の視点

保護者が孤立することのないよう、地域のあらゆる社会資源を活用してそのネットワークを強化し、明るい子育ての環境づくりを推進します。

## 6 基本目標

### 基本目標1：子育て支援の充実

子どもを生むか生まないかは、当事者の自由な選択に委ねられるべきものですが、就業等の状況から子育てに困難を抱える方のためには、行政や地域社会の協力が必要です。

子育てに魅力や喜び、楽しみを感じることでできる環境や男女がともに子育てと仕事を両立できる環境の整備・充実、子育てについての相談支援体制の維持・充実に努め、子育ての悩みや不安の解消、負担感の軽減を目指します。

### 基本目標2：母親や子どもの健康の確保及び増進

安心して子どもを生み育てることができる環境の整備、乳幼児期の転落・誤飲事故防止、健康診査と事後指導や相談体制の充実、小児特有の疾病に対応した専門医療機関との連携を図るなど、母子保健環境の充実を図ります。

### 基本目標3：子どもの健やかな成長を育む教育環境の整備

子どもの社会性は、家庭、学校、地域社会で育まれます。

子どもが、教育、遊び、さまざまな体験や交流を通して豊かな人間関係を築き、社会性を育み、健康でのびのびと成長し自立できるよう、子どもの視点に立って、環境の整備等を進めます。

### 基本目標4：子育て家庭を支援する生活環境の整備

子育て世帯の居住の安定確保や乳幼児連れの人が利用する施設をより利用しやすいものとするなど、子育てバリアフリーを進めていきます。

また、子ども等が安全・安心して通行できる道路交通環境の整備に努めます。

### 基本目標5：職業生活と家庭生活の両立の推進

仕事と生活の両立を図り、豊かで充実した生活を送るための広報・啓発等を推進します。

また、仕事と子育ての両立支援のための基盤整備、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

### 基本目標6：子ども等の安全の確保

乳幼児期の転落・誤飲事故防止について保護者等に指導するとともに、子どもを交通事故から守るための交通安全教育を推進します。また、子どもを犯罪等の被害から守るための活動を推進していきます。

### 基本目標7：要支援（保護）児童へのきめ細かな取組みの推進

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、虐待の「発生予防」から「早期発見・対応」等に努めます。

また、ひとり親の自立支援や障がい児施策の充実に努めます。

## 7 教育・保育施設の充実(需要量及び確保の方策)

国から示された基本指針等に基づき、平日日中の教育・保育について「量の見込み」を定めます。また、設定した量の見込みに対応できるよう、教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

町内の教育・保育施設としては、認定こども園なかよしが1園あります。

認定こども園は、小学校就学前の児童に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

### ①1号認定(3歳以上保育の必要なし)

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	9	7	3	3
②確保方策	10	10	10	10	10
特定教育・保育施設	10	10	10	10	10
過不足(②-①)	0	1	3	7	7

### ②2号認定(3歳以上保育の必要あり)

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	20	20	20	20	18
学校教育の利用希望が強い	0	0	0	0	0
上記以外	20	20	20	20	18
②確保方策	20	20	20	20	20
特定教育・保育施設	20	20	20	20	20
過不足(②-①)	0	0	0	0	2

### ③3号認定(満3歳未満保育の必要性あり)

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	15	15	15	15	14
0歳	3	3	3	3	3
1歳	6	6	6	6	5
2歳	6	6	6	6	6
②確保方策	15	15	15	15	15
特定教育・保育施設	15	15	15	15	15
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	0	0	0	0	1

## 8 地域子ども・子育て支援事業の充実

国から示された基本指針等に基づき、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応できるよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(1) 利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1
(2) 地域子育て支援拠点事業	延人数/月	80	80	72	62	54
(3) 妊婦健康診査 ① 受診人数	実人数/年	7	7	5	5	5
(3) 妊婦健康診査 ② 受診回数	延回数/年	98	98	70	70	70
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	実人数/年	7	7	5	5	5
(5) 養育支援訪問事業	実人数/年	2	2	2	2	2
(6) 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	-	本事業は浦臼町では実施していませんが、今後のニーズや状況を 勘案しながら、必要に応じた検討を行います。				
(7) 子育て援助活動支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	-	本事業は浦臼町では実施していませんが、今後のニーズや状況を 勘案しながら、必要に応じた検討を行います。				
(8) 一時預かり事業 ① 幼稚園型	延人数/年	90	96	105	120	123
(8) 一時預かり事業 ② 幼稚園型を除く	延人数/年	45	47	49	47	45
(9) 時間外保育事業(延長保育事業)	-	本事業は浦臼町では実施していませんが、今後のニーズや状況を 勘案しながら、必要に応じた検討を行います。				
(10) 病児・病後児保育事業	-	本事業は浦臼町では実施していませんが、今後のニーズや状況を 勘案しながら、必要に応じた検討を行います。				
(11) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	-	本事業は、浦臼町においては実施していませんが、放課後子ども 教室(浦臼町子ども広場)の実施により、小学生の安全・安心な 子どもの活動拠点(居場所)として、体験活動やスポーツ、地域 住民との交流活動等を行っています。				
(12) 子育て世帯訪問支援事業	-	本事業は浦臼町では実施していませんが、今後のニーズや状況を 勘案しながら、必要に応じた検討を行います。				
(13) 児童育成支援拠点事業	-	本事業は浦臼町では実施していませんが、今後のニーズや状況を 勘案しながら、必要に応じた検討を行います。				
(14) 親子関係形成支援事業	-	本事業は浦臼町では実施していませんが、今後のニーズや状況を 勘案しながら、必要に応じた検討を行います。				
(15) 産後ケア事業	延人数/年	2	2	2	2	2
(16) 妊婦等包括相談支援事業	延回数/年	15	15	15	15	15
(17) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	-	本事業は浦臼町では実施していませんが、今後のニーズや状況を 勘案しながら、必要に応じた検討を行います。				
(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	-	本事業は浦臼町では保育料の助成を行っているため実施していま せんが、今後の状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行いま す。				
(19) 多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業	-	新規参入を希望する事業者が出た場合に相談、助言等を行いま す。				